

1876 年奥羽巡幸の奉迎に立ったアイヌの姿

—「対雁に移る途上、小樽に上陸した樺太アイヌ一行」説の訂正—

大坂 拓*

* 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター Ainu Culture Research Center, Hokkaido Museum, 004-0006, Sapporo, Japan

はじめに

本稿では、従来は 1876（明治 9）年に札幌郡対雁村（現：江別市内）へ移住させられた樺太アイヌの姿とされてきた写真が、実際には 1876（明治 9）年 7 月の明治天皇奥羽巡幸に際して奉迎のために函館へ呼び寄せられていた開拓使函館支庁管内のアイヌを写したものの可能性が高いことを明らかにする。

幕末・維新时期以降、アイヌを被写体とする写真が数多く撮影されてきたが、現存するものの多くは撮影年代・場所などの基礎的な情報を欠き、情報を伴うとされてきたものの中にも根拠があやふやなものが少なくない。筆者はアイヌ近代史に関する基礎資料の一つとして古写真に着目しているが、上記のような状況下にあつては、個々の資料について撮影された年代・場所、及び撮影のコンテクストを可能な限り明らかにしていくことが当面最も重要な課題であると考えている。本稿はそうした問題意識に基づき取り組みの一つである。⁽¹⁾

1. 先行研究の到達点と課題

1928（昭和 3）年に対雁小学校開校五十周年を記念して同学校長斎藤庸而が編纂した『対雁村史』では、巻頭図版に一棟の建物を背景に多数のアイヌが整列した写真が掲載され、「樺太ヨリ移住シタル対雁村旧土人」との説明が付された〔斎藤編 1928〕⁽²⁾。これと同一の写真は、1934（昭和 9）年に喜多章明がまとめた『北海道旧土人保護沿革史』に「明治九年江別太に移住したる樺太土人一行」として掲載されたほか〔図 1〕〔北海道庁 1934:108〕、1942（昭和 17）年に高倉新一郎が刊行した『アイヌ政策史』にも「明治八年対雁に移る途上、小樽に上陸した樺太アイヌ一行」との説明を付して掲載されている〔図 2〕〔高倉 1942:440〕。1875（明治 8）年 5 月に日露間で樺太千島交換条約が批准されたことにより、同年のうちに樺太南部に居住していたアイヌの約三分の一にあたる 841 名が北海道北部宗谷地方への移住を余儀なくされ、翌 1876（明治 9）年 6 月には札幌郊外の対雁村へと強制的に再移住させられ、後に度重なる伝染病の流行によって多数の犠牲者を出した事実は夙に知られている〔高倉 1942:448-451〕。斎藤・喜多・高倉はともに、上記の写真をこの時に対雁村へ移住を強いられた樺太アイヌの姿を写したものとし、高倉は宗谷から対雁村への再移住の途上で小樽港において撮影されたものという最も踏み込んだ記述をなしたのである。ただし、三者はいずれも写真の撮影年代・場所及び被写体を同定した根拠を明記していない。

写真の出典について、斎藤は「北海道庁道史編纂係」所蔵、高倉は「北海道帝国大学附属図書館」所蔵としている。1915（大正 4）年に北海道庁内に置かれた北海道史編纂掛は 1937（昭和 12）年に『新撰北海道史』が完成したのち廃止され、同掛が収集してきた資料は当時発足間もなかった北海道帝国大学北方文化研究室に寄託されることとなった〔高倉 1982:964〕。北海道帝国大学の後身である北海道大学の附属図書館が公開している「北方資料データベース」によれば、同館には現在、斎藤らが紹介したものと同一の写真が、鶏卵紙に印画されたもの 1 点〔図 3〕⁽³⁾、『北海道史』編纂事業の過程で作成された写真アルバム『北海道史料写真帖』第 1・4 巻に貼付された POP 印画紙を用いたもの各 1 点の計 3 点所蔵されている。このうち鶏卵紙のものは台紙に貼付されており〔図 5〕、台紙裏面中央には「札幌農学校附属博物場」の印が押されている〔図 6〕。この印は同博物場が 1895（明治 28）年に札幌農学校附属博物館と改称される前に用いられていたものと考えられ、この点から、同資料が 1890 年代以前には既に収蔵されており、その後の組織改編に伴う移管を経て現在まで引き継がれてきた原写真と考えることができる。⁽⁵⁾『北

(1) これまでの取り組みとしては、「アイヌ文化展示施設「エカシケンル」関連の新資料 —2019 年度新収蔵資料の紹介—」〔大坂・小川 2020〕、「琴似又一郎の写真について —北海道大学附属図書館所蔵資料の再検討—」〔大坂 2022〕等を参照して頂きたい。

(2) 以下、本稿では「土人」「旧土人」等の差別語が頻出するが、歴史資料としての性格に鑑み敢えてそのまま引用したものである。

(3) 「対雁ニ移住スル旧樺太アイヌたち（於小樽）」、(北海道大学附属図書館所蔵、請求記号：A(a) 151（北大北方資料室））。

(4) 「対雁ニ移住スル旧樺太アイヌたち（複製）」、(北海道大学附属図書館所蔵、請求記号：道史 (1)-87（北大北方資料室）、道史 (4)-26（北大北方資料室））。

(5) ここでいう「博物場」とは、1877（明治 10）年に開拓使札幌本庁が偕楽園内に設置した札幌仮博物場をルーツとして、1882（明



図1.『北海道旧土人保護沿革史』[北海道庁 1934] 掲載写真



図2.『アイヌ政策史』[高倉 1942] 掲載写真



図3. 原写真（北海道大学附属図書館所蔵）

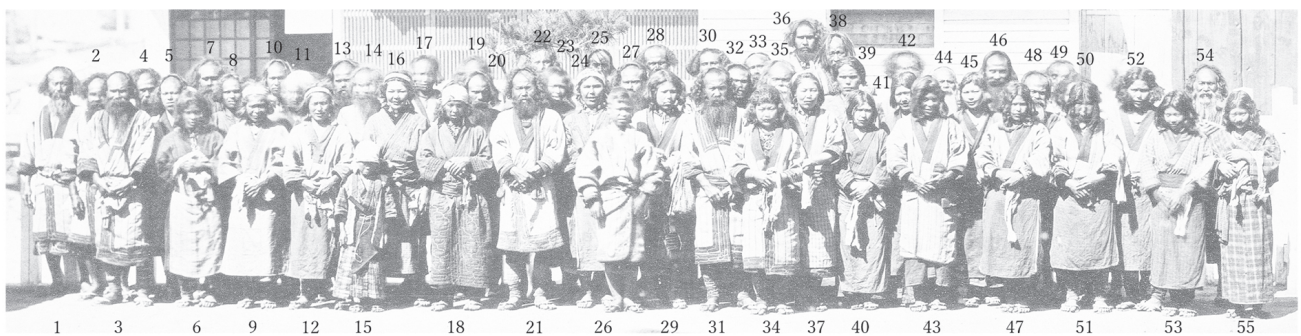


図4. 本稿で人物に言及する際の呼称



図 5. 原写真表面

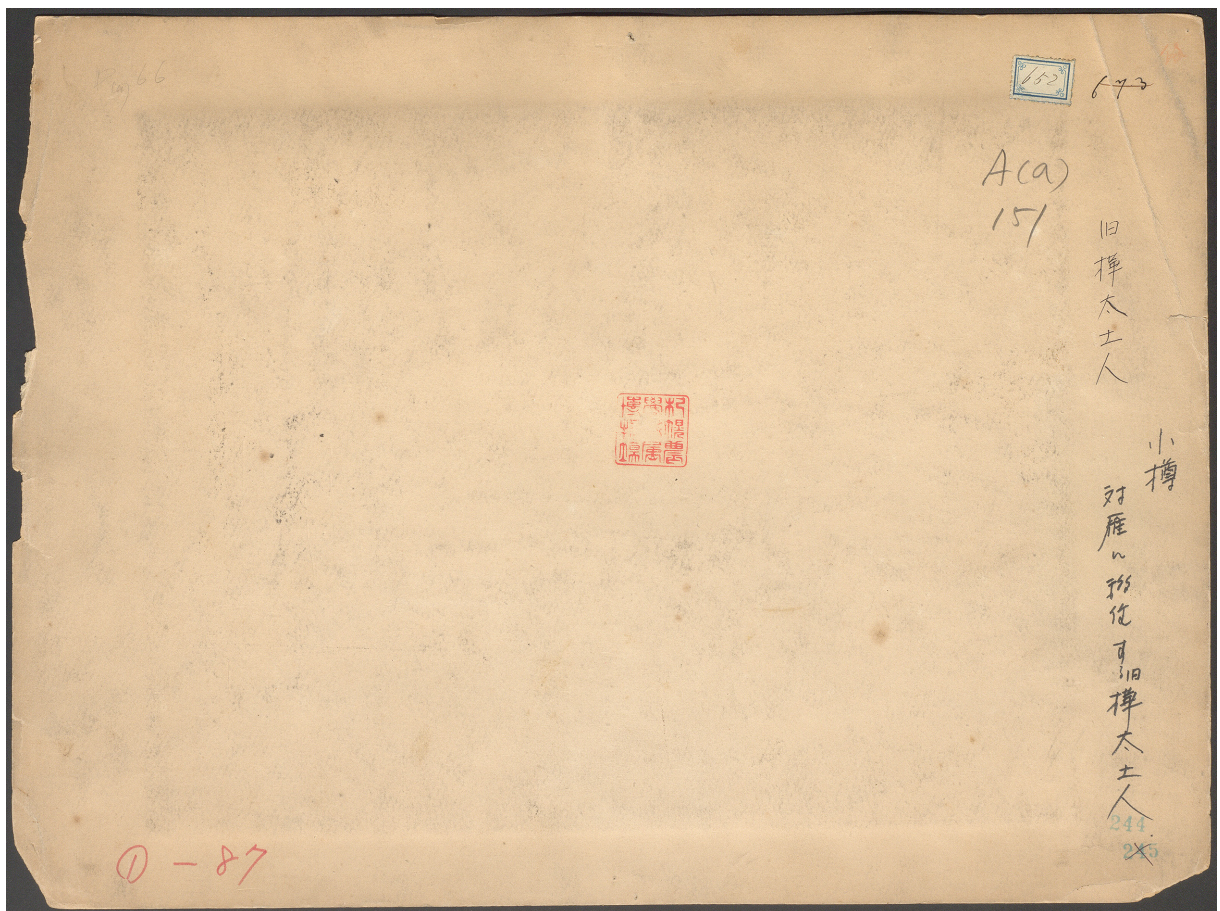


図 6. 原写真裏面

『北海道史料写真帖』に掲載されたものは、いずれも北海道史編纂に伴い上記の原写真をもとに作成された複製であり、後に先述の経緯を経て北海道帝国大学に寄託されたものと考えられる⁽⁶⁾。

1991（平成3）年に北海道大学附属図書館が刊行した『明治大正期北海道写真目録』では、原写真は写真名「対雁ニ移住スル旧樺太アイヌたち（於小樽）」とされ、備考欄には「明治8年樺太千島交換条約後に宗谷へ移住し、翌9年ツイシカリに移された樺太アイヌ」と記載された〔北海道大学附属図書館編1991：132〕。そして翌1992（平成4）年に刊行された『明治大正期北海道写真集』⁽⁷⁾では、「XX アイヌ民族」のうち「対雁アイヌ」の部に含められた〔北海道大学附属図書館編1992a:236〕⁽⁸⁾。

その後、この写真は樺太アイヌ史研究会が1992（平成4）年に刊行した『対雁の碑——樺太アイヌ強制移住の歴史』において「樺太アイヌ小樽上陸（1876年6月）」として掲載されたほか〔樺太アイヌ史研究会編1992〕、北海道博物館の前身である北海道開拓記念館が2000（平成12）年に刊行した常設展示解説書『近代のはじまり』でも、「小樽に上陸した樺太アイヌの一行（明治9年）」として紹介されている〔北海道開拓記念館編2000:45〕。以上のように、この写真は戦前から現在に至るまで一貫して、対雁に移住を強いられた樺太アイヌを写したのものとして取り扱われてきており、その通説に対し疑念を呈したものは少ない。

原写真の裏面には「旧樺太土人」「小樽／対雁に移住する旧樺太土人」と記載されており〔図6〕、その内容は斎藤・喜多・高倉の記述、及び『北海道史料写真帖』第1巻の「^{〔未〕}八七 旧樺太土人」、同第4巻の「^{〔未〕}二六 札幌郡対雁村旧土人」とのキャプションとよく一致している。ただし、原写真裏面のこれらの記載は、どの時点で誰によって何を根拠として記入されたものなのか全く明らかになっておらず、現状では後年に整理の過程で誤った情報が書き加えられた可能性を否定できないものである⁽⁹⁾。同じく北海道大学附属図書館が所蔵する資料のうち、「対雁移住の樺太アイヌたち（男性10名）」⁽¹⁰⁾、「対雁移住の樺太アイヌたち（女性7名）」⁽¹¹⁾の資料名で知られてきた2点は、台紙裏面に「対雁に移住せし者」、「旧樺太土人女合写」と記載されており、長いあいだ樺太アイヌの写真として取り扱われてきたが、近年の東京アイヌ史研究会の検討によって、実際には1872（明治5）年に「開拓使仮学校附属北海道土人教育所」に入学した札幌周辺のアイヌの姿を捉えたものであることが明らかにされている〔東京アイヌ史研究会編2007：143-148〕。これらの記載は無条件に依拠すべきものではなく、慎重な検証作業が必要なのである。

治15）年の開拓使廃止に伴い農商務省に移管されたのち札幌博物館と称され、1884（明治17）年に札幌農学校へと移管された施設を指す。その後、大学の名称変更等に伴う館名の変更を経て、現在は北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園となっている。「博物館」に由来する資料の一部が同校附属図書館の所蔵となった経緯については、札幌農学校が博物館を引き継いだ際に「移管されたものであろう」との推定が示されているに留まる〔秋月1991〕。

- (6) この他、北海道立文書館には写真アルバムに焼き付け写真を貼付し「Da66 札幌郡対雁村旧土人」とのキャプションを付したものの1点（北海道立文書館所蔵、「新北海道史用写真アルバム」、請求記号：B55-3/1118）、台紙に焼き付け写真を貼付し余白に「札幌郡対雁村旧土人」と記したものの1点（北海道立文書館所蔵、「対雁ニ移住スル旧樺太アイヌたち（於小樽）」、請求記号：B55-1/1493）が所蔵されている。これらはいずれも北海道史編集所（1965（昭和40）年設置、1981（昭和56）年廃止）が『新北海道史』の編纂に際し収集したものである。『新北海道史第三巻 通史二』には「対雁移住の樺太アイヌ〈北海道蔵〉」〔北海道編1971：896〕として掲載されている。
- (7) 『明治大正期北海道写真目録』・『明治大正期北海道写真集』の二冊をまとめ一般市販用としたものが、『明治大正期の北海道——写真と目録』として刊行されている〔北海道大学附属図書館編1992b〕。
- (8) 2024（令和6）年10月現在も、北海道大学北方資料データベースにおいて同名称で公開されている。（2024年10月5日確認：<https://www2.lib.hokudai.ac.jp/cgi-bin/hoppodb/record.cgi?id=0B0293300000000000>）。
- (9) 本来的には北海道大学附属図書館が所蔵する写真類全体を対象とした検討をおこない、これらの記載がいつ誰によって何を根拠に記入されたものなのかを可能な限り明らかにすることが望ましいが、それは本稿の目的を遥かに超える大きな問題であり、ここでは課題として指摘するに留める。なおこの点に関連するものとして、北海道大学北方生物圏フィールド科学センターの加藤克氏が北海道大学附属図書館所蔵の未公表資料を用いた写真類の再検討を進めている途上にあり、近日中にその成果が公開される見通しとのことである〔2024年10月18日加藤私信〕。加藤氏らの成果が公表された後に、本稿と合わせてご参照頂きたい。
- (10) 「対雁移住の樺太アイヌたち（男性10名）」（北海道大学附属図書館所蔵、請求記号：A(a)139(2部)（北大北方資料室））。
- (11) 「対雁移住の樺太アイヌたち（女性7名）」（北海道大学附属図書館所蔵、請求記号：A(a)140(3部)（北大北方資料室））。
- (12) これらは図3と同様に鶏卵紙に印画されたものを台紙に貼付したものである。いずれも写真裏面に二枚の切手状のラベルが貼付されており、そのうち一枚は博物館が1884（明治17）年に札幌農学校に移管される以前の資料に散見されることが指摘されているタイプであることから〔加藤2004：38-40〕、開拓使期～三県一局期に収蔵されたものと考えてよい。

2. 撮影地・撮影年代の特定

2.1 写真の概要

ここでは原写真 [図 3] に依拠して、写真から読み取れる情報を整理しておく。人物の背後に映る建造物は切妻屋根の洋風 2 階建で、正面向かって左手の玄関上部にアーチ状の庇があり、左側面にも同様の庇が設けられているのが確認できる。建造物の左後方は急な下り坂となっており、下方には僅かに複数の建造物の屋根が見え、その先には海が広がり、奥には対岸がうっすらと見えている。海岸に並んでいるのは和船の帆柱であろう。建造物と狭い道を挟んで高い木柵が巡らされており、その手前に 55 名の人物が並んでいる [図 4]。髪形などにより判別した性別は⁽¹³⁾、男性 35 名、女性 19 名、画像が不鮮明なために判別不能な人物 1 名⁽¹⁶⁾である。人物の着衣から、撮影時期は春～秋と推定される。

2.2 撮影地・撮影年代の特定

図 3 で人物の背後に映る建造物は、函館に所在した田本研造の写真館として広く知られている写真 [図 7]⁽¹⁷⁾ に映るものと全く同一である。日本における草創期の写真家の一人として著名な田本は、1868 (明治元) 年頃に函館市街で露天の写場を開業し、1874 (明治 7) 年頃には会所町に写真館を建設したが 1875 (明治 8) 年に火災により焼失し、1876 (明治 9) 年に同町内の函館八幡宮前で再建したものの、1879 (明治 12) 年 12 月 6 日に発生した大火により再び焼失したため、1880 (明治 13) 年 5 月に大工町に購入した土地に仮の建物を建設して移転したとされている [大下編 2009 : 397-398]。図 3・7 に映る木柵やその傍らに植えられた樹木は函館八幡宮全景 [図 8]⁽¹⁸⁾ に映るものと同一であり、図 8 で社殿の背後に映る山の稜線は、現在の函館市元町 31・32 丁目付近から望む函館山のそれと完全に一致する。以上の点から、図 3・7 に映る建造物が 1876 (明治 9) 年から 1879 (明治 12) 年にかけて函館八幡宮前に所在した田本写真館であることは確実である。

同時期の資料として、1876 (明治 9) 年の奥羽巡幸の際に天皇が乗船した明治丸が函館港に停泊している様子を収めた写真 [図 9]⁽¹⁹⁾を見ると、中央付近に映る建造物の屋根の形状及び船舶の係留位置、対岸との距離が図 3 と一致している。また、函館八幡宮の社殿の存在から 1878 (明治 11) 年 4 月 27 日以前と特定できる遠景写真 [図 10]⁽²⁰⁾では、函館八幡宮前から伸びる八幡坂の右手に図 3・7 に映る田本写真館の特徴的な外観が確認できる。これらの点も、上記の年代観と整合的である。図 3 は小樽ではなく、1876 (明治 9) 年から 1879 (明治 12) 年 12 月 6 日のあいだに、田本写真館を背景として函館八幡宮の境内において撮影されたものだったのである。

なお、函館八幡宮の社殿は 1878 (明治 11) 年 4 月 27 日に発生した火災により焼失したことが知られているが⁽²¹⁾、敷地を囲む木柵は翌年の大火の時点まで残存していた可能性があるため、この点を図 3 の年代をより詳細に絞り込む根拠とすることはできない。

(13) アイヌの伝統的な髪形には明確な男女差があることが知られている [児玉・伊藤 1941]。図 3 に映る人物のうち断髪しているのは「人物 39」のみであるため、髪型に依拠した性別の判別が可能である。「人物 15」は頭部の頬かむりにより女性と判断した。なお、児玉・伊藤の論考は今日的には明らかに被写体の尊厳を損なうと判断される多数の写真を掲載しており、その取り扱いには十分な注意が必要である。

(14) 人物 1～5・7・8・10・13・14・17・19～23・25～28・30～33・35・36・38・39・42・44・46・48～50・54。

(15) 人物 6・9・12・15・16・18・24・29・34・37・40・41・43・45・47・51～53・55。

(16) 人物 11。

(17) 「函館之写真師田本研造翁とその写場」(函館市中央図書館所蔵、請求記号：gl000509)。

(18) 「函館八幡宮」(北海道大学附属図書館所蔵、請求記号：E(a) 8 (北大北方資料室))。

(19) 「函館港における御召艦明治丸と随伴艦」(北海道大学附属図書館所蔵、請求記号：E(a) 25 (2 部) (北大北方資料室))。この写真は構図からみて、図 7 に映る田本写真館 2 階のバルコニーから撮影したものと推定される。

(20) 「函館港全景 (市街全景)」(北海道大学附属図書館所蔵、請求記号：E(a) 148 特大 (北大北方資料室))。

(21) 函館八幡宮は 1878 (明治 11) 年 4 月 27 日に近隣で発生した火災の類焼被害により社殿が焼失したのち、翌年の大火で仮殿も焼失し、1880 (明治 13) 年には谷地頭町に移転したことが知られている。1878 (明治 11) 年 5 月 1 日付、開拓書記官より社寺局宛、「函館元町失火、八幡神社焼失ノ件」『申奏録 上 自明治十一年一月至同十一月』開拓使東京出張所記録課 (簿書：10750、33 件目)。以下では、北海道立文書館が所蔵する開拓使文書の引用にあたり、件名は原資料に依拠し、出典を (簿書：○、○件目) と略記する。旧字は新字に改め、闕字は詰め、句読点を適宜補った。資料引用中のアイヌの人名は、既に広く知られている人物以外は姓を伏せ■とした。また、判読困難な文字は□とした。

(22) 図 7 の写真台紙には「明治十一年四月二十七日八幡宮焼失後同境内より見たる田本写真館、屋上に在るは弟子井田倅吉」と記されているが、この記述の根拠を確認することができないため、参考として記すに留める。なお、ここに記載されている日付は火災発生の日時であり、それを直ちに撮影日と考えることは適切ではない。「焼失後」のどの時点を指すのかをここから読み取ることは全くできないからである。



図 7. 田本写真館全景（函館市中央図書館所蔵）



図 8. 函館八幡宮全景（北海道大学附属図書館所蔵）



図 9. 1876 (明治 9) 年に函館港に入港した明治丸 (北海道大学附属図書館所蔵)



図 10. 1878 (明治 11) 年 4 月 27 日以前に撮影されたものと推定される函館市街地遠景 (北海道大学附属図書館所蔵)

3. 撮影機会の特定

3.1 近代初頭の函館市街におけるアイヌの滞在記録

当該期の函館及びその周辺では、1876（明治9）年7月に七重勸業試験場の一時雇として樺来伊太郎という和名を持つ樺太アイヌが勤務していた記録があるほか、1878（明治11）年6月から1881（明治14）年1月にかけて函館製革所で樺太アイヌのサノ・ヲケウンコの2名が勤務していたことが知られているものの〔山田2005：193-194〕、50名を超える樺太アイヌが滞在していたことを示す証拠はない。

一方、開拓使函館支庁の管内には、1876（明治9）年時点で茅部・山越・爾志・久遠・太櫓・瀬棚・島牧・寿都・磯谷の9郡に計179戸718人のアイヌが居住しており〔大蔵省編1885：600-604〕、函館市街への往来も皆無ではなかった。具体的な例を挙げれば、1878（明治11）年にアイヌへの伝道を志して北海道に上陸した英国人ジョン・パチェラーが、函館で毛皮等を売りにきたという二人のアイヌの男性に出会ったとしているほか〔パチェラー1928：113-117〕、1881（明治14）年3月18日付の函館新聞が、茅部郡のアイヌ13～4名が函館市中の骨董屋を訪ね歩き漆器類を買求める様子を報じているといった事例がある。また、1879（明治12）年には、七重勸業試験場からの提案に基づき、亀田郡各村の害獣駆除のために山越郡長万部村の椎久芦蔵（クイコアシ）・白馬礼助（シロマレ）、茅部郡落部村の板本三松・板切卯三郎が雇用されていた〔山田2002：73〕⁽²⁴⁾。ただし、これらもいずれも数人あるいは多くとも十数人の小グループでの行動である。

図3が撮影された1876（明治9）～1879（明治12）年12月のあいだに、数十名に達する多数のアイヌが函館を訪れたことを示す記録は、1876（明治9）年7月16～18日の天皇奥羽巡幸に伴う奉迎行事と、1879（明治11）年7月の香港総督ジョン・ポープ・ヘネシー来道に際して催された歓迎行事の前後に限られる〔大坂2020：61-63〕。このうちヘネシーの歓迎行事には山越郡山越内村・長万部村のアイヌ男女22名前後が呼び寄せられて舞踊等を披露したとされているが〔大坂2020：63〕、その数は図3に写る人数の半数にも満たない。

残る1876（明治9）年の奥羽巡幸については、既往の刊行物では7月16日午後1時30分に天皇が函館港に入港したのち、18日朝に帰途に就くまでの期間に、函館に滞在していたアイヌに関する記述が二度現れる。

又旧土人五十余名拝観の為め来りしかば、郵便局前の左右に整列して拝観せしめたり。

『函館区史』〔函館区編1911：472-473、下線筆者加筆、以下同様〕

五稜郭より函館に還り、大工町叶同館へ臨御あらせらる。落部・山越内・長万部三村の旧土人男女五十六名、門外に整列奉迎す、楼上に御休憩あらせられ、旧土人を庭前に延き、通詞松岡勘吉・旧土人板切卯三郎（落部村旧土人にて教育あるもの）をして命を伝えしめ酒を賜はる、彼等礼を以て酒を飲む、暫くして五十六名齊しく起つて舞踏をなし、天覧に供す、畢りて男に煙草、女に糸針を賜はりたり。

『明治天皇御巡幸記』〔北海道庁編1930：19-20〕

ここで注目すべきは、文中に記された56人という数値が図3に映る55人とほぼ一致している点である。ただし、既往の刊行物における断片的な記録のみからは、これ以上の検討は難しい。そこで次節以降では、開拓使が作成した当時の公文書を主な素材として奥羽巡幸時におけるアイヌに関係する情報を可能な限り復元したうえで、改めて図3との対照をおこなうこととする。⁽²⁶⁾

3.2 1876（明治9）年奥羽巡幸奉迎へのアイヌの動員の決定

1876（明治9）年4月24日、太政大臣三条実美の名で「今般奥羽地方御巡幸被仰出候条、此旨布告候事 但御発途時日之儀者、追テ御沙汰可有之事」と奥羽巡幸の実施が正式に布告され（太政官布告第五拾八号）、5月12日には三条より開拓使に対し「今

(23) 『御巡幸書類』〔開拓使函館支庁〕（簿書：A4／530）。

(24) 人名については、山田も引用している次の史料によった。なお、これらの史料及び北海道立文書館が付した件名には人名の誤りがあるため、本文では訂正した。「熊狼駆除ノタメ旧土人白鳥礼助外1名雇入効果ヲアゲ解任ノ件」・「猛獣駆殺係トシテ雇入土人欠勤ノ処再出勤ノ件」・「熊外駆除雇土人板本三松外1名熊2頭ヲ獵獲ノ件」・「落部村ヨリ雇入ノ旧土人板切卯三郎帰省ノ件」『七重文移録 貳冊之二 明治十二年』開拓使函館支庁民事課勸業係（簿書：3329、86・95・137・160 件目）。

(25) 『函館区史』・『明治天皇御巡幸記』はともに北海道史研究家の河野常吉が編纂したものであり、巡幸に関する記述の大部分は開拓使期に作成された『函館七重御巡幸日誌』（簿書：A4／530）と重なっている。また、『明治天皇御巡幸記』は北海道大学附属図書館が所蔵する『明治9年、同14年御巡幸記／河野常吉』（請求記号：道写本102（北大北方資料室））とほぼ同一の内容である。

(26) 筆者は以前奥羽巡幸におけるアイヌの動員について触れたことがあるが〔大坂2020〕、着眼点が異なることもあって、本稿で必要な情報を網羅するには程遠い。そのため以下において改めて整理を行うものである。

(27) 「明治九年四月二十四日御巡幸発令」『巡幸録・東巡雑録・上巻・明治九年』（国立公文書館デジタルアーカイブ、請求番号：巡00001100）。

般奥羽地方御巡幸、陸路青森へ被為至、同所ヨリ御乗船還幸ノ節、函館港へ御停泊相成候条、此旨為心得相達候事 但御上陸無之候事」と達せられ、この内容は 24 日付で開拓使函館支庁主任官の杉浦誠から支庁管内へ布達された⁽²⁸⁾。しかし、開拓使側は天皇の上陸を強く働きかけつつ〔北海道庁編 1930：1-3〕、上陸を想定した奉迎の準備を進めていった。

開拓使函館支庁民事課は 6 月 21 日の「御巡幸ニ付第七回々議書」で、天覧に供するために管内に居住するアイヌを「態々呼寄候儀」は「不成容易儀」であるとして、「拝見之為出函候蝦夷土人之男女ニ限、滞函中賄之儀ハ官費御支給」とすることを諮り、杉浦の決裁を受け、同日付でアイヌが居住する地域を管轄する森・山越内・寿都・久遠分署に対し下記の文書を発する。

【史料 A】

「^{〔朱〕}第百廿一号森、第八十号山越、
第百廿八号寿都、第百廿号久遠、」(印)

森 山越内

寿都 久遠 分署

民事課

聖上奥羽御巡幸之末当港へ御停泊之儀、先般六拾三号ヲ以布達候処、御停泊中自然御上陸可被仰出、其節通御拝見ハ素ヨリ人民可為勝手、且当道之珍器産物奇石等迄可供天覧用意之処、第一当道ニ於^{〔挿入〕}珍敷者ハ男女土人ノ手踊ニ不如(土人トハ蝦人ノヲ)、右土人ノ力カ為呼寄候儀ニ^{〔挿入〕}者、出費モ容易不成、依之通御等拝見之為出函候土人共、滞函中ハ賄ノミ官費支給之事ニ何済決定候ニ付、該地居住之土人共へ、聖上拝見之為出函候様御説諭有之度、出函之者ニハ手踊等可為致も難斗、其節不差支様、陣羽織或ハ口笛「^{〔挿入〕}飲食器」等「^{〔挿入〕}類」預メ持参致候様致度、御着函日限之儀ハ七月十六日ノ筈ニ候得共、出函土人共ハ前以当地ニ^{〔挿入〕}打合之都合も有之ニ付、七月十日頃迄ニハ必着函相成候様、是又御説諭有之度、前条出函之儀、官ヨリ命候儀ニ^{〔挿入〕}者無之候得共、当道ニ於テ聖上拝見ハ古今未曾有之事ニ^{〔挿入〕}者、土人共之方ニ採リテモ滞函中賄被下之儀ハ殊ニ優渥(尋常人ヲ別視スル儀ニハ無之、土人ハ当道ノ珍敷者ナル故)、且官ニ於^{〔挿入〕}も、聖上始供奉之大臣外官員ニ対シ旁好都合之儀ニ候間、右御含ニテ、压制等ハ毫モ無之ハ勿論、全ク聖上拝見之為出函之趣意ヲ旨トシ説諭上ヨリ精々男女「土人」多人数出函候様御取計有之度、此段夜白兼行ヲ以テ申進候也

明治九年六月「^{〔朱〕}廿一日」

二仲尋常之人民拝見之為出函候ハ、可為勝手候得共、賄被下之儀ハ土人ニ限り候儀ニ付、此段誤解無之様致度、且森へハ山越内・寿都・久遠へも、山越内へハ森・寿都・久遠へも、寿都へハ森・山越内・久遠へも、久遠へハ森・山越内・寿都へも、本文之条申進候間、此段も為念申添候也

一 土人中言語能弁候者名宛付添トシテ是又御差出有之度候也

この文書はまず、天皇が奥羽巡幸の帰路に函館港に停泊し上陸はしない見込みであることについては既に布達済だが、停泊中に上陸の可能性があるとする。そして、通御の拝見は素より「人民可為勝手」であり、また天覧に供すべき「珍器産物奇石等」の用意を進めてきたところであるが、北海道における第一の「^{めづらしきもの}珍敷者」は「男女土人ノ手踊」——即ちアイヌの歌舞——であり、これを天覧に供するために、アイヌに限っては奉迎のため函館滞在中の賄(食費・宿泊費)は官が支弁することを決定したとする。そのうえで各分署に対し、管轄地域内に居住するアイヌに「出函」を「説諭」するよう求め、「出函」の際には「手踊」の披露に必要となる「陣羽織或ハ口笛飲食器等類」⁽³⁰⁾をあらかじめ持参させるとともに、打合せの日程を確保するため、天皇の上陸が見込まれる 7 月 16 日より早い 10 日頃までには必ず函館に到着するよう「説諭」することを指示している。

冒頭の「通御御拝見」に関する一文は、5 月 6 日付で内務省から沿道府県に対し達せられた「各管内巡幸ノ節心得方」⁽³¹⁾の第 3 項に「一 御行列拝見勝手タルヘク、且往来人差止ルニ及ハス、庶民営業平日之通可相心得事」とされていることを受けたものであり、続く「珍器産物奇石等」に関する一文は、同「心得方」の第 11 項に「一 古器物・書画並産物類其他珍奇ノ品、最寄在合ノ分集置可供天覧事」とあることを受けて進められていた準備を指す。開拓使函館支庁は「天覧」に供すべき「古器物・書画並産物類其他珍奇ノ品」の一つとして「男女土人ノ手踊」を位置付け、そのためにアイヌを函館に「呼寄」することとしたが、これは「御行列拝見」を管内人民の「勝手」とする一文に抵触するおそれがあった。支庁がアイヌの「出函」について、「官ヨリ命候儀ニ^{〔挿入〕}者無之」、「压制等ハ毫モ無之ハ勿論、全ク聖上拝見之為出函之趣意ヲ旨トシ」と、あくまでアイヌの意志による体裁

(28) 『落部村役場書類 一』(北海道大学附属図書館所蔵、請求記号：道写本 048(1)(北大北方資料室))、太政大臣三條より開拓使宛、「奥羽地方御巡幸ノ節、函館港御碇泊ノ件」『制旨録 自明治九年至同十年』[開拓使東京出張所記録課] (簿書：10740、10 件目)。

(29) 1876 (明治 9) 年 6 月 21 日付、民事課より上局、「御巡幸ニ付第七回々議書」『御巡幸書類留 貳冊之一 明治九年』開拓使函館支庁民事課 (簿書：A4／16、9 件目)。

(30) 「口笛」はアイヌの口琴 mukku/mukkur [田村 1996：399] のことであろう。

(31) 『太政類典・第二編 明治四年～明治十年・第五十六巻・宮内五・行幸行啓二』(国立公文書館デジタルアーカイブ、請求記号：太 00278100)。この文書は巡幸の当初の対象地である東京府から青森県に達せられたものだったが、開拓使文書中にも多数の写しが残されており、これに則った対応がなされたものと考えることができる。1876 (明治 9) 年 5 月 31 日付、第百二十号、別紙「心得方」(前掲簿書：A4／16、1 件目)。

を整えるべきことを重ねて強調したのは、この点の整合性を保とうとするものであろう。しかし、同文書が「呼寄」と記している通り、それは官による実質的な動員であった。賄の負担が決定された事実は、特別な措置無しでは十分な人数が揃わないのではないかという懸念とともに、「心得方」に抵触する可能性がある措置をとってまでもアイヌを「呼寄」すべきであるとの認識が開拓使の側にあったことを示している。開拓使は1871（明治4）年の「土人へ告諭」により、葬儀に伴う家屋の副葬（焼却）、女子の刺青、男子の耳輪を禁じるとともに日本語の習得を求め、1872（明治5）年には「元来北海道土人之儀、容貌言語全ク内国人とハ異種之体をなし、從テ風俗も陋習を免れず、即今開拓盛挙之折柄、從前之醜風を脱し、内地と共ニ開化之域ニ進ミ、彼我之殊別なからしめ度⁽³²⁾」として学校での日本語・日本文化の教育に乗り出していた〔東京アイヌ史研究会編2007〕。このようにアイヌの文化は「陋習」・「醜風」として公的に否定されていたにも関わらず、一方では、「珍敷者」として「天覧」に供すべきものとも見做されていたのである。

開拓使函館支庁が各分署に対しアイヌに持参させるよう求めた品目のうち、陣羽織は幕末・維新时期まで「役土人」の「礼服」として、御目見得等の拝謁儀礼の場のみならず場所を通過する官吏を先導する際にも着用され、役儀昇進の際には和人から「下賜」されていたものである。しかし、「役土人」の任用そのものがなされなくなる中で、1875（明治8）年頃には郡役所に保管されていた「土人向キ陣羽織」が「不用品」として払下の対象となっていたことが指摘されている〔松本2024:164〕。そうした「醜風」に属するはずの衣服の準備が、天皇の巡幸に際しては官の側から求められたのである。

続いて言及されている「飲食器」は、儀礼に用いる台盃を始めとする漆器類を指すものと考えられ、天皇の前においてアイヌが持つ台盃に酒を注ぎ献酒儀礼を執り行わせる、近世の御目見得の再現ともいえる状況が想定されていたことを示している。当時の開拓使函館支庁には、1866（慶応2）年に江戸幕府最期の箱館奉行として赴任した杉浦をはじめ、箱館奉行所での勤務経験を有する者が複数在籍しており〔門松2009:145-157〕、そうした顔ぶれは当然の如く、近世に実施されていた御目見得の様式を熟知していたものと考えられる。出函するアイヌの側にとっても、山越郡のように近世末期に村並に編入されていた地域もあるとはいえ、そこでも同様の様式による儀礼は近代初頭まで執り行われ続けていたのであり、拝謁儀礼の鮮明な記憶はアイヌ・和人の双方に共有されていただろう。ただし、近世にはこうした儀礼の際に用いる漆器類は和人側が取り揃えていたのに対し〔谷本2024:112-119〕、この時点で函館支庁では既にそれらが既に失われていたために、アイヌが「持参」することが求められたのであろう。

また、支庁が各分署に対して「土人中言語能弁候者」、つまりアイヌのうち日本語が堪能な者を1名ずつ付き添わせるよう求めたのは、近世以来アイヌ語の通訳を担っていた「通辞」が「旧習」として廃止されていたことに加え、この地域の場合には日本語に習熟したアイヌが少なくないという見通しに基づいた対応とみられる。

杉浦は本件について、巡幸の先発として現地との調整を担っていた北代正臣内務権大丞に対し「北海道土人、御行列拝見トシテ罷出候者、手踊等散覧ニ供シ度」と提案し、北代は杉浦に宛てた7月2日付の文書でこの提案について「最モ可然候」との見解を伝えた⁽³³⁾。開拓使による「呼寄」には言及されないまま、「拝見トシテ罷出」たアイヌによる「手踊等」を「散覧」に供することが既定路線となったのである。

3.3 各分署管轄下からの出函者の決定

函館支庁民事課の指示に対し、山越内分署管内では説諭の末に茅部郡落部村から9名（男5名・女4名⁽³⁶⁾）、山越郡長万部村から15名（男9名、女6名⁽³⁷⁾）、同郡山越内村から19名（男13名・女6名⁽³⁸⁾）の「出函人名御届」が提出され、分署は三村からの回答を取りまとめたうえで、「来意之如ク、精々多人数出函為致度候得共、当節種痘致居候ものも有之、且漁業中にも候間」との一文を添えて、7月8日にアイヌ43名を出発させる予定であることを6月30日付で報告した⁽³⁹⁾。出函予定者の中には「言語能弁候者」として山越内村の尾部八右衛門と娘信乃の名が記されていたが、分署は「土人共而已ニ⁽⁴⁰⁾ハ、途中止宿其他手都合等致

(32) 1872（明治5）年6月23日付、黒田清隆次官より正院御中、「北海道土人仮学校並農学校修行出京之件」『開拓使公文録原稿 学制之部 学校並教則 附男女生徒・裁縫生徒・病院 附医学生徒・薬石 兵制之部 兵制・武器・砲兵 明治五年』開拓使東京出張所（簿書：5733、46件目）。

(33) 『東本願寺北海道開拓錦絵』『本府御酒被下之図』（北海道大学附属図書館所蔵、請求記号：図類1062(1)-16（北大北方資料室））。

(34) 開拓使札幌本庁管内では「土人取締」と名称を改めつつ実質的には当面存続した地域もあったが、函館支庁管内ではこうした事例は確認されない。

(35) 1876（明治9）年7月2日付、無題、（前掲簿書：A4／16、23件目）。

(36) 1876（明治9）年6月29日付、渡島国第六大区三小区副惣代相木堯太郎提出、「茅部郡落部村旧土人出函人名御届」（前掲簿書：A4／16、33件目）。

(37) 1876（明治9）年6月26日付、第八大区惣代三井勝用提出、「山越郡長万部村旧土人出函人名御届」（前掲簿書：A4／16、33件目）。

(38) 1876（明治9）年6月30日付、胆振国第八大区副局長松田武右衛門提出、「山越郡山越内村旧土人出函人名御届」（前掲簿書：A4／16、33件目）。

(39) 1876（明治9）年6月30日付、山越内分署より函館民事課宛、第百七拾七号、無題（前掲簿書：A4／16、33件目）。なお、茅部郡落部村は従来山越内分署の管轄とされていたが、同年6月26日付第六拾九号を以て森分署持場内に組入れられることとなる。

兼候哉と被存」として、通御拝見を兼ねて山越内村用掛の松岡勘吉を出函させる予定である旨を報告した。松岡は「蝦云も少シク覚居候者」であり、「御打合等之節、土人共ニおいて不通言之廉も候ハ、同人方御申聞相成候様致度」と記されている。支庁の側が日本語に長じたアイヌを加えるよう求めていたのに対し、分署はそれのみでは不都合が生じかねないとして、実質的に通辞と同様の性格を帯びた和人を差し添えることを申し出たのである。⁽⁴⁰⁾

その後、寿都分署は7月5日付で、もとより持場内にアイヌが少ないうゑ「病患之者等」がいるためとして、6日付で寿都郡樽岸村の男性1名のみが出発することを報告した。⁽⁴¹⁾ 続いて久遠分署は7月6日付で、瀬棚郡から6名（男4名、女2名）、太櫓郡から5名（男3名、女2名）、久遠郡から1名（男）の出函申出があり、瀬棚郡の神尾勝弥を付添として同日中に出発させることを報告した。⁽⁴²⁾ 森分署は6月22日付で「懇々説諭之上、可成出函候様可致存候」と回答していたもののその後の動きは鈍く、最終的に男性4名の出函予定を報告する文書を取りまとめたのは、支庁が指示した出函の日安である10日を過ぎた7月14日であった。⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾

こうして各分署から報告された出函予定者は最終的に総勢60名（男40名、女20名）に達し〔表〕、その中には長万部村の戸枝録平（トサンロク）、山越内村の尾部八右衛門（ヲベクス）・椎久七右衛門（シーク）など、当時の各集落の有力者が数多く名を連ねていた。

3.4 函館滞在中の動向

支庁民事課はアイヌの出函に備えて7月4日に台町の旅人宿藤村駒吉方から見積書「土人止宿賄料書上」を徴するなど準備を進めており、7月9日には山越内分署管内の「山越内村土人志久七右衛門外四拾三名」が函館に到着した。⁽⁴⁵⁾ 11日には右大臣岩倉具視より開拓使に宛てて、「今般御巡幸青森表ヨリ御乗船還幸之節、函館御上陸一日御駐輦被為在候旨仰出候条、此旨相達候事」と正式に上陸の予定が伝達され、支庁民事課は12・13日には「土人手踊ノ節入用」として、薄縁（莫産）、柄杓、越後酒の手配を進めた。⁽⁴⁶⁾ 到着していたアイヌとの調整を経て、開拓使側が準備すべき品目が固まったものであろう。ここで準備された品目からも、莫産を敷いた座を設けて樽酒を並べ、アイヌが持つ台盃に柄杓で酒を注ぎ、献酒儀礼を行ったのちにアイヌに踊りを披露させるといふ、やはり近世の拝謁儀礼を踏襲した想定のもとに準備が進められていたことが読み取れる。

開拓使文書中の『函館七重御巡幸日誌』によれば、7月16日の天皇上陸に際し、出函していたアイヌは函館税関前の左右に整列してこれを奉迎し、翌17日午後には叶同館で天皇の前に立った。この時の模様に関する同『日誌』の記述は、先に引用した『明治天皇御巡幸記』の元となったものとみられ内容は大きく重複しているが、『日誌』にのみ含まれる情報もあるためここで引用しておく。

【史料B】

此時門外ニ整列シタル土人男女五十六名ヲ同館庭上ニ座セシメ、山越郡山越内村々係松岡勘吉（土人語ヲ善クス）並ニ同村尾部八右衛門、落部村板切卯三郎（旧土人ニテ教育ヲ受ケタルモノ）等ヲシテ命ヲ伝ヘシメ、酒ヲ与ルニ敬礼ヲ尽シ悠然トシテ杯ヲ把ル、暫時アリテ五拾六人ノ者齊シク起テアイノ踊リヲ為ス、同館楼上ヨリ天覧在ラセラレ、了テ男ニハ煙草、女ニハ糸針ヲ賜リタリ

ここでは、出函予定者として各分署から報告された60名のうち4名が何らかの理由で当日は参加していなかったことが注目される。その理由を明記した史料は未見であるが、山越・寿都・久遠分署管内からの出函者56名については「賄」の支出に關

(40) 実際には出函予定者の中には長万部村の司馬力八のように日本語が極めて堪能な人物も含まれていたものであり、単に言語面での問題により松岡が付き添うことになったと考えるのも不適切であろう。

(41) 1876（明治9）年7月5日付、寿都分署より函館民事課宛、第八百四十四号、無題『御巡幸書類留 式冊之式 明治九年』開拓使函館支庁民事課（簿書：A4／17、26件目）。

(42) 1876（明治9）年7月6日付、久遠分署より函館民事課宛、久第五百拾七号、無題（前掲簿書：A4／17、18件目）。

(43) 1876（明治9）年6月22日付、森分署より函館民事課宛、甲第三百拾六号、無題（前掲簿書：A4／16、11件目）。

(44) 1876（明治9）年7月14日付、森分署より函館民事課宛、甲第四百十九号、無題『民事課往翰留 明治九年第四月』開拓使函館支庁森分署（簿書：1871、42件目）。

(45) 1876（明治9）年7月4日付、民事課より上局、第九百十九号、「御巡幸ニ付二十回々議書」（前掲簿書：A4／16、40件目）。金額は「夜具不要」で1人1日15銭とされた。

(46) 1876（明治9）年7月10日付、汐留町佐久間市五郎より開拓使三等出仕杉浦誠宛、「御届」『御巡幸書類 明治九年七月』開拓使函館支庁会計課（簿書：A4／19、37件目）。計44名となるのは、三村からのアイヌの出函人43人に付き添いの松岡を加えた人数であろう。なお、二日後の11日には藤村方に移っている。1876（明治9）年7月12日付、潮留町佐久間市五郎より開拓使三等出仕杉浦誠宛、「御届」（前掲簿書：A4／19、37件目）。

(47) 1876（明治9）年7月13日付、民事課、「行在所於而土人手踊之節入用品」（前掲簿書：A4／17、20件目）。

(48) 『御巡幸書類』（前掲簿書：A4／530）。

表 1876 (明治9) 年7月の出函者名簿

管轄	郡	村	氏名	年齢	備考
山越内分署	茅部郡	落部村	板切卯三郎	51	
			板木三松	48	
			■西松	16	
			椎間徳松	43	
			■■與曾	49	
			■■保里	58	
			■■嘉四郎	56	
			■■遠登	31	
			■■婦志	24	
	山越郡	山越内村	尾部八右衛門	55	
			尾部鹿之助	21	
			尾部信乃	30	
			椎久七右衛門	48	
			椎久年吉	23	
			■藤吉	46	
			■■■九蔵	57	
			■■志登松	28	
			■■春	25	
			■■新助	43	
			■■登良	28	
			■■登利	14	
			■■武助	48	
			■■理平	58	
			■■志保	28	
			■■■武助	45	
			■■呂助	30	
			■■作次郎	40	
			■■春	12	
	山越郡	長万部村	戸棧録平	58	
			■■■丹蔵	52	代 ■■■四今太 49
			■喜助	34	
			白馬礼助	40	
			■■鉄五郎	28	
			戸棧口弥	24	
			■■■品吉	23	
			司馬力八	27	
			■■押吉	32	代 ■■■宿蔵 22
			白馬登久	28	代 ■■■□□夫 23
			■■■志由久	37	
			■■武以	23	
			■■■八重野	47	代 ■■■□□多礼 33
			■■志天	16	
			■■■多天野	11	
寿部分署	寿都郡	樽岸村	■■長兵衛	(記載なし)	
久遠分署	瀬棚郡	(記載なし)	■■瀬平		
			■■与吉		
			■■多平		
			■■万助		
			■■さえ		
	太櫓群	(記載なし)	■■きえ	(記載なし)	
			■■乙吉		
			■■藤助		
			■■四平		
			■■あき		
森分署	茅部郡	白尻村	■■むる		
			■■米蔵		
		尾札部村	■■平松	44	
			■■友松	65	
			■■■嘉平	62	
			■■久松	59	

わる文書が残されているのに対し、森分署管内からの 4 名については出函の予定が報告された後の記録が一切確認できないことから、森分署管内のアイヌは 14 日に出発したものの期日までに函館に到着しなかったか、到着したとしても打ち合わせの日時を超過していたために合流が許可されなかった可能性が考えられる。この推定が正しければ、当日参加したアイヌは男 36 名、女 20 名だったことになる。

翌 18 日、天皇が明治丸に乗船して函館港を出港し、開拓使による一連の奉迎は終了した。函館に集合していたアイヌのうち久遠分署・寿都分署管内の 13 名は、19 日に宿を出立し帰途に就いた⁽⁴⁹⁾。山越内分署管内のアイヌ 43 名も当初は同日に出立することとされていたが、病人がいたために滞在期間を 1 日延長し、20 日に出立した⁽⁵⁰⁾⁽⁵¹⁾。

3.5 出函人と図 3 の被写体となった人物の対照

本節では、ここまでの検討結果を改めて図 3 と対照していく。図 3 に映るアイヌは、2.1 で確認した通り男性 35 名、女性 19 名、画像が不鮮明なために判別不能な人物 1 名の計 55 名であり、これは 3.4 での検討で明らかになった 1876 (明治 9) 年 7 月 17 日の奉迎行事参加者の数 (男性 36 名、女性 20 名、計 56 名) と矛盾しない。

図 3 に映る人々が出函人として報告された人物と一致するか否かを検証し得る重要な資料として、図 11 の絵葉書⁽⁵²⁾がある。この写真については人類学者の坪井正五郎が 1900 (明治 33) 年 6 月に茅部郡落部村の弁開胤次郎から聞き取りをおこなっており、被写体が同村の住民であることを確認するとともに、11 名中 10 名の名を報告している [坪井・沼田編 1901]⁽⁵³⁾。坪井が記録した人名を 1876 (明治 9) 年 5 月に作成された戸籍簿⁽⁵⁴⁾と対照すると、「イタツクサマジ」は「イタキサン事 板木三松」(48 歳)、「クサン」は「クウサン事 板切卯三郎」(51 歳)、シマトは「シマト事 椎間徳松」(43 歳)と一致しており、その記述は信頼性が高いものと判断できる。また、図 12～14 は一軒の家屋を背景として連続して撮影された資料群であり、被写体の中に図 11 に映る「イタツクサマジ」・「クサン」・「リイドキ」が含まれていることから、図 11 とほぼ同時期に同じく落部村で撮影されたものと考えられる。上記 3 名以外の氏名は不明ではあるものの、人物の姿は極めて鮮明に捉えられており、居住地を同定する資料の一つとして用いることができる。

以上を前提として図 11～14 に映る人物を図 3 と対照すると、図 3 「人物 3」がクサン (板切卯三郎) [図 15]、同「人物 54」が「イタツクサマジ」(板木三松)であり、出函人として報告された人名と一致しているほか、「人物 18」、「人物 37」[図 16]が落部村の住民であることが判明する。図 3 に映るのはやはり樺太アイヌではなかったのである。仮にこの時期、巡幸奉迎とは別の機会に函館市街を 50 名を超えるアイヌが訪れ集合写真が撮影されるような状況があったとすれば、そうした際立った出来事が当時の記録に一切残っていないとは考えにくい。年代・場所・参加者総数・男女別の人数が矛盾なく一致し、総数からみれば一部とはいえ人物の一致も確認されることから、図 3 は奥羽巡幸奉迎のために函館に集合していた函館支庁管内のアイヌの姿を撮影したものである可能性は極めて高いと言えるだろう。

巡幸奉迎のために函館に総勢 50 名を超えるアイヌが滞在していた期間は、最大限長く見積もっても山越内分署管内のアイヌが到着した 7 月 9 日から久遠・寿都分署管内のアイヌが出立した 19 日のあいだの 11 日間である。写真はそのいずれかの時点で撮影されたものであろう。撮影者は、図 3 が撮影された場所からみて田本ないしその弟子と考えるのがもっとも自然な解釈である。田本は奥羽巡幸に際して「野立所」の撮影を開拓使から依頼されるなど密接な関係にあり⁽⁵⁶⁾、田本の手になると推定される巡幸関係の写真も複数残されている。図 3 は本来それらと一連のものとして撮影され、開拓使に納められたものだったと推定される。

(49) 1876 (明治 9) 年 7 月 19 日付、旅人宿藤村駒吉より開拓使三等出仕杉浦誠宛、「出立御届」(前掲簿書：A4 / 19、37 件目)。この文書には「旧土人拾四人」と記載されているが、名簿にはアイヌ 13 名のみが記載されているため、付添の和人神尾を合わせた人数と考えられる。

(50) 1876 (明治 9) 年 7 月 19 日付、旅人宿藤村駒吉より開拓使三等出仕杉浦誠宛、「御届」(前掲簿書：A4 / 19、37 件目)。この文書には「山越郡山越内村・長万部村・落部村落部村旧土人四拾四人」と記載されているが、これも名簿に記載されたアイヌ 43 名に付添の松岡を加えた人数であろう。

(51) 1876 (明治 9) 年 7 月 20 日付、旅人宿藤村駒吉より開拓使三等出仕杉浦誠宛、「出立御届」(前掲簿書：A4 / 19、37 件目)。

(52) 「(北海道土人風俗) アイヌの熊祭 The Ainu Customs at Hokkaido.」(函館市中央図書館所蔵、請求記号：pc002623-0002)。

(53) 聞き取りの時点でここに映る男性は全員死去していたとされているから、撮影年代は 19 世紀後半と見なすことができる。

(54) 「渡島国第六大区三小区茅部郡落部村茂無部村野田生土人戸籍調」『落部村役場書類 三』(北海道大学附属図書館所蔵、請求記号：道写本 048(3) (北大北方資料室))。

(55) 図 13 の後列右から 1 人目。

(56) 1876 (明治 9) 年 7 月 13 日付、「奥羽地方巡幸還幸函館臨幸ノ節、桔梗村野立所出来ニ付写真取り写真師田本研造へ申付ノ件」(前掲簿書：A4 / 19、97 件目)。

(57) 「明治天皇行幸に際し函館英国領事が建てた歓迎アーチ (開拓使函館支庁前)」・「函館港における御召艦明治丸と随伴艦」(北海道大学附属図書館所蔵、請求記号：E(a) 24 (2 部) (北大北方資料室))・E(a) 25 (2 部) (北大北方資料室)。



図 11. 茅部郡落部村の人々の姿を収めた写真絵葉書 (函館市中央図書館所蔵)

後列右から「イタツクサマジ」・「クサン」・「シマト」・「ドンカロ」
前列右から「ママス」・「カリマ」・「リイドキ」・「リイドム」・「サワ」・「シミ」 [坪井・沼田編 1901] (人数一致せず)



図 12. 茅部郡落部村の人々の姿を収めた写真① (新妻達雄氏所蔵)

前列右から 1 人目が図 11 の「イタツクサマジ」(板本三松)・3 人目が同図「クサン」(板切卯三郎)



図 13. 茅部郡落部村の人々の姿を収めた写真②（新妻達雄氏所蔵）

前列右から 1 人目が図 11 の「リイドキ」



図 14. 茅部郡落部村の人々の姿を収めた写真③（新妻達雄氏所蔵）

前列右から 1 人目が図 11 の「イタツクサマジ」（板木三松）・4 人目が同「クサン」（板切卯三郎）、後列右から 1 人目が同「リイドキ」



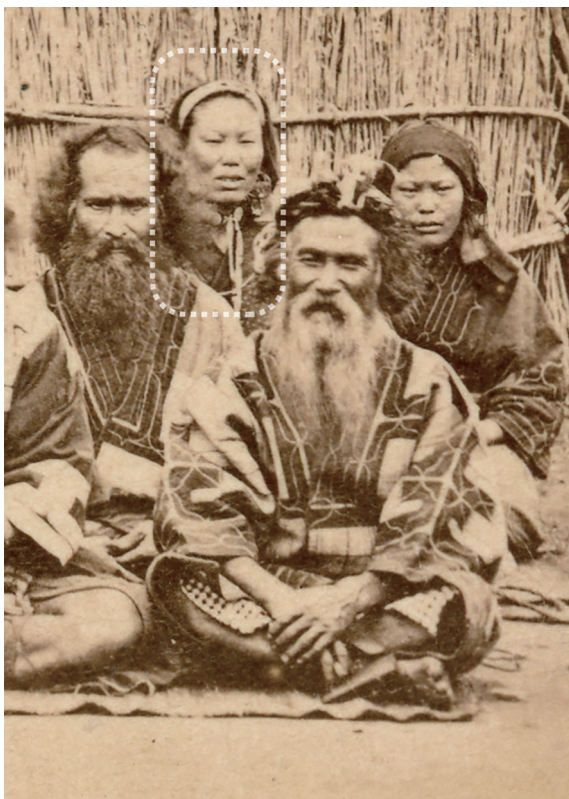
(a)



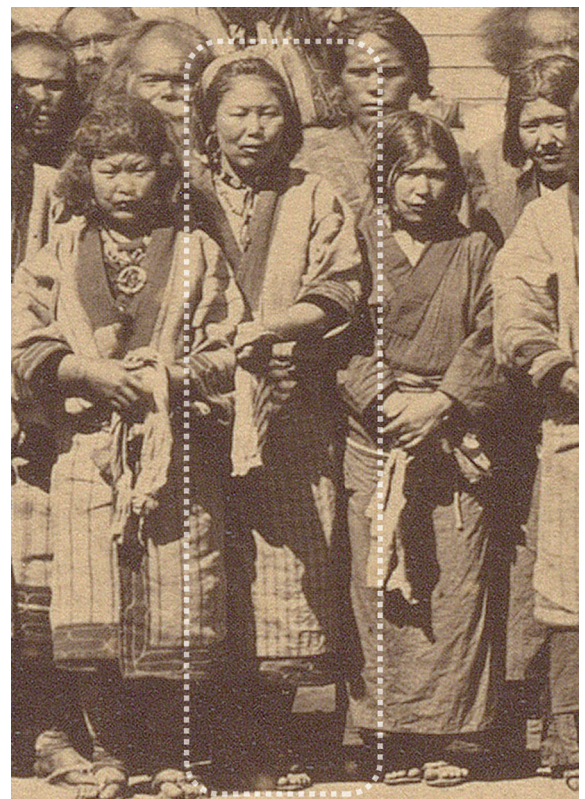
(b)

図 15. 同一人物が映る事例①

図 11 部分拡大 (a) の囲みの落部村のクサン（板切卯三郎）が図 3 部分拡大 (b) の「人物 3」



(a)



(b)

図 16. 同一人物が映る事例②

図 12 部分拡大 (a) の囲みの落部村の女性が図 3 部分拡大 (b) の「人物 37」

4 同時に撮影された可能性が高い資料群

4.1 資料群の概要

図 17～20 は、床面に敷かれた絨毯と背後に建てられた花莫莖が一致することから、同一の場所で連続して撮影されたことが明らかな資料群である。『百年前の日本 セイラム・ピーボディー博物館蔵 モース・コレクション／写真編』[小西・岡ほか編 1983] には、図 17・20 と同一の原版によるとみられる資料 2 点 [小西・丘ほか編 1983: No.96・103]、及び一連のものと考えられる写真 2 点 [小西・丘ほか編 1983: No.95・104] が掲載されている。同書はこれらについて、いずれも武林盛一が 1877 (明治 10) 年頃に「札幌近郊に移住させられた樺太アイヌ」を撮影したものを見なしているが、その根拠は示されていない。また、図 17 と同一の写真を「武林盛一の写場で写したもの」とする一方、図 20 と同一の写真については「札幌近郊対雁に移住させられた樺太アイヌの住居を訪ねての「出張撮影」としているが [小西・岡ほか編 1983: 70-73]、先に述べた通りこれら 2 点は全く同一の場所で撮影されたものであり、上記の記述は首肯できない。

4.2 人物の対照と撮影者の推定

図 17～20 に映る人物のうち、図 17 の後列左から 2 人目は図 3 「人物 35」、前列左から 1 人目は同「人物 55」、4 人目は同「人物 53」、5 人目は同「人物 24」であり、図 18 の前列左から 1 人目は同「人物 5」、3 人目は同「人物 1」、4 人目は同「人物 28」である。⁽⁵⁸⁾ 「人物 1」について図 3・18 を比較すると [図 21]、いずれの写真でも縦縞がある樹皮布で仕立てた、襟の布には刺繍が加えられず、袖口と裾周りのみに刺繍がある樹皮衣をまとい、その下にやや大ぶりの文様が施文された樹皮衣を着用しており、細部に至るまで一致している。同様に「人物 53」「人物 55」に着目すると [図 22]、頭部に手拭を巻いているか否かの違いはあるものの、いずれも全く同一の格子柄の木綿衣を着用しており、「人物 53」が前掛けを着用し、「人物 55」はしていないという点までも一致している。これらの点は、図 17～20 が図 3 と相前後して——おそらくは同日に撮影されたものであることを示している。

図 3 が田本写真館の前で田本ないしその弟子によって撮影されたものとすれば、図 17～20 は図 3 の背後にある田本写真館の屋内において、やはり田本ないしその弟子によって撮影されたものと考えるのが最も自然であろう。これらの写真は国内外に複数の現存が確認されることから、当時、相当数が商品として販売されたものと見られる。

おわりに

本稿では、これまで 1876 (明治 9) 年に小樽で撮影された樺太アイヌの姿と考えられてきた写真について、実際には 1876 (明治 9) 年 7 月の明治天皇奥羽巡幸に際し函館に滞在していた開拓使函館支庁管内のアイヌの姿を収めたものである可能性が高いことを明らかにし、そのうえで、連続して撮影された可能性が高い複数の写真が存在することを指摘した。

近代以降、天皇・皇族の奉迎に立ったアイヌを撮影した写真は多数現存しているが、確実な資料は 1911 (明治 44) 年・1922 (大正 11) 年の皇太子行啓以降のものに限られていた。1876 (明治 9) 年奥羽巡幸の奉迎に関連する写真が確認されるのはこれが初めてであり、先住民アイヌと帝国日本による植民地支配の関係を考えるうえで極めて重要なものとなるものと考えられる。

近年、アイヌに対する関心や認知が高まっているとされるが、歴史学的な実証研究の蓄積は乏しいまま、和人社会が思い描く「共生」のイメージによりかかった検証不可能な「物語」が氾濫する状況にある。そうした状況下で単に写真の撮影場所・日時を特定し成果を公表すれば、それはすぐさま、「アイヌも天皇の巡幸を歓迎した」、「アイヌも和人も分け隔てなく共に奉迎に立った」、「開拓使はアイヌを一際手厚く扱った」、「天皇はアイヌと親しく交流した」、「写真家はアイヌにあたたかい目を向けた」といった歴史修正主義の言説に利用されてしまいかねない。本稿でアイヌが天皇奉迎のために函館に立つに至った経緯について可能な限り詳細に跡付けたのは、先住民の歴史に対する無理解や悪意に基づく皮相的な切り取りを防ぐために、注釈の役割を果たす十分な情報をあらかじめ付しておくことが欠かせないと考えたためでもある。

本稿の検討を通じて確認できたのは、第一に、天皇巡幸の計画に接した開拓使の官吏が「第一当道ニ於テ珍敷者」としてアイヌの異民族性に着目し強力に動員を推し進め、60 名のアイヌがそれに応じ、そのうち 56 名が天皇の前に立ったことであり、第二に、多数のアイヌが函館に滞在する機会に複数の写真が撮影され、そのうち一枚が開拓使に納められ、いくつかが商品として国内外に流通したという事実である。引き続き、個別実証的な検討を重ねていきたい。

(58) 連続して撮影された可能性が高い写真 [小西・岡ほか編 1983: p.70 掲載 No.95] には「人物 6・9・12・16・34」が映っている。



図 17. 写場で連続して撮影されたものと推定される写真①（新妻達雄氏所蔵）



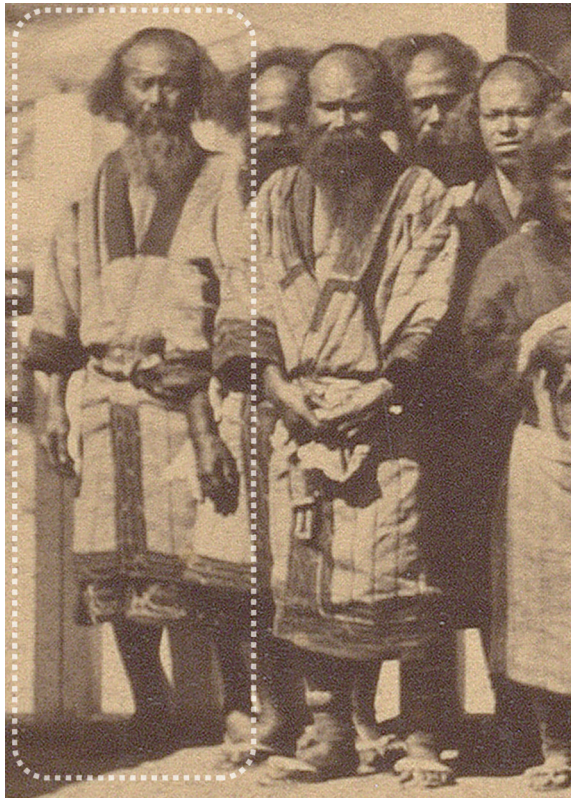
図 18. 写場で連続して撮影されたものと推定される写真②（新妻達雄氏所蔵）



図 19. 写場で連続して撮影されたものと推定される写真③（新妻達雄氏所蔵）



図 20. 写場で連続して撮影されたものと推定される写真④（新妻達雄氏所蔵）



(a)



(b)

図 21. 同一人物が同一の服装で映る事例①

図 3 部分拡大 (a) の囲みの男性「人物 1」が図 18 部分拡大 (b) と同一人物



(a)



(b)

図 22. 同一人物が同一の服装で映る事例②

図 3 部分拡大 (a) の囲みの女性「人物 53・55」が図 17 部分拡大 (b) と同一人物

謝辞

本稿執筆に際し古写真コレクションの閲覧とその一部の本稿への掲載を御許可頂いた新妻達雄氏に対し、先ず以って心より感謝申し上げます。北海道博物館の小川正人・三浦泰之・鈴木明世の三氏から関連文献等について丁寧な御教示を賜ったほか、本稿への写真資料の掲載について函館市中央図書館・北海道大学附属図書館、関連史料の閲覧について北海道立図書館・北海道立文書館に大変お世話になった。末筆ながら、記して感謝申し上げます。なお本稿は JSPS 科研費 JP22K00993 「博物館収蔵アイヌ民具資料の考古学的手法による分析：移入品としての漆器を対象として」（研究代表者：大坂拓）による成果を含む。

引用・参考文献

- 秋月俊幸 1991 「北大図書館の写真コレクション」北海道大学附属図書館編 1991 『明治大正期北海道写真目録』。
- 大坂 拓 2020 「渡島半島のアイヌ社会と民具資料収集者の視野—旧開拓使函館支庁管轄地域を中心として—」『北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第 5 号：47-80。
- 大坂 拓 2022 「琴似又一郎の写真について—北海道大学附属図書館所蔵資料の再検討—」『札幌博物場研究会誌』2022：1-7。
- 大坂 拓・小川正人 2020 「アイヌ文化展示施設「エカシケナル」関連の新資料—2019 年度新収蔵資料の紹介—」『北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第 5 号：199-222。
- 大蔵省編 1885 『開拓使事業報告』第一編。
- 大塚禹吉編 1976 『奥羽御巡幸明細日誌』。
- 小川正人 1991 「コタンへの「行幸」「行啓」とアイヌ教育」『日本の教育史学：教育史学会紀要第』34 集：50-65。
- 大下智一編 2009 「田本研造年譜」『ARTIST.PHOTOGRAPH KENZO TAMOTO』photographers' gallery press no.8, pp.396-400。
- 加藤 克 2004 「札幌農学校所属博物館のアイヌ民族資料」『北大植物園研究紀要』第 4 号：1-54。
- 門松秀樹 2009 『開拓使と幕臣——幕末・維新期の行政的連続性』慶應義塾大学出版会。
- 樺太アイヌ史研究会編 1992 『対雁の碑——樺太アイヌ強制移住の歴史』北海道出版企画センター。
- 喜多章明 1934 『北海道アイヌ保護政策史』北海道アイヌ協会。
- 児玉作左衛門・伊藤昌一 1961 「アイヌの髪容の研究」『北方文化研究報告』第五輯：1-88。
- 小西四郎・岡秀行ほか編 1983 『百年前の日本—セイラム・ピーボディー博物館蔵—モース・コレクション／写真編』小学館。
- 斎藤庸而編 1928 『対雁村史』。
- 渋谷四郎 1983 『北海道写真史 [幕末・明治]』平凡社。
- ジョン・パチラー 1928 『我が記憶をたどりてジョン・パチラー自叙伝』。
- 高倉新一郎 1942 『アイヌ政策史』日本評論社。
- 高倉新一郎 1972 『新版 アイヌ政策史』三一書房。
- 高倉新一郎 1981 「新北海道史の編集を終えて」『新しい道史』77 号：13-18。（高倉新一郎著作集編集委員会編 1995 『高倉新一郎著作集 第一巻 北海道史 [一]』に再録）。
- 高倉新一郎 1982 「北方文化研究室顛末」北海道大学編『北大百年史—通史』ぎょうせい。
- 谷本晃久 2024 「“アイヌ漆器”を用いる和人」浅倉有子編『漆器からみるアイヌの社会と文化』北海道出版企画センター，pp.109-123。
- 田村すず子 1996 『アイヌ語沙流方言辞典』草風館。
- 坪井正五郎・沼田頼輔編 1901 『世界風俗写真帳』東洋社。
- 東京アイヌ史研究会編 2007 『《東京・イチャルバ》への道—明治初期における開拓使のアイヌ教育をめぐる—』東京アイヌ史研究会。
- 函館区編 1911 『函館区史』。
- 長谷川栄子 2012 『明治六大巡幸—地方の布達と人々の対応』熊本出版文化会館。
- 北海道開拓記念館編 2000 『北海道開拓記念館常設展示解説書 4—近代のはじまり』。
- 北海道大学附属図書館編 1991 『明治大正期北海道写真目録』。
- 北海道大学附属図書館編 1992a 『明治大正期北海道写真集』。
- 北海道大学附属図書館編 1992b 『明治大正期の北海道—写真と目録』北海道大学図書刊行会。
- 北海道庁編 1930 『明治天皇御巡幸記』。
- 北海道庁編 1934 『北海道旧土人保護沿革史』。
- 北海道編 1971 『新北海道史第三巻—通史二』。
- 松本あづさ 2024 「近代北海道における交換品の「需用」と「無用」—近世的な下賜品と交易品の終焉—」浅倉有子編『漆器からみるアイヌの社会と文化』北海道出版企画センター，pp.163-179。
- 山田伸一 2002 「オオカミ・ヒグマ・カラス—明治期北海道における「有害害獣獲殺手当」をめぐる—」『北海道開拓記念館調査報告』第 41 号：67-92。
- 山田伸一 2005 「開拓使による対雁移住樺太アイヌに対する「授産」」『18 世紀以降の北海道とサハリン州・黒竜江省・アルバータ州における諸民族と文化—北方文化共同研究事業研究報告—』北海道開拓記念館，pp.187-202。

